

高松市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項、第5項および第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成21年2月20日

高松市監査委員 谷 本 繁 男
同 吉 田 正 己
同 中 村 順 一
同 岡 下 勝 彦

平成20年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財政援助団体（高松市老人クラブ連合会）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
健康福祉部 長寿福祉課	平成19年度および平成20年4月1日から同年10月27日までの高松市老人クラブ連合会に財政的援助を与えているものの出納その他の事務	平成20年10月28日から平成21年1月8日まで
高松市老人クラブ連合会	平成19年度および平成20年4月1日から同年10月27日までの高松市の財政的援助に係るものの出納その他の事務	

(2) 監査の方法

平成19年度および平成20年度に執行した当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している健康福祉部長寿福祉課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査対象団体（高松市老人クラブ連合会。以下「連合会」という。）の概要

ア 設立年月日

昭和38年10月1日

イ 設置目的

高齢者福祉増進のため、高松市内の各老人クラブが連絡提携して、クラブ活動の推進を図り、もって地域の高齢者福祉の促進を図ることを目的とする。

ウ 事務所所在地

高松市番町一丁目8番15号 高松市福祉事務所内

エ 組織（平成20年4月1日現在）

役員は14人で、その内訳は会長1人、副会長9人、女性副代表1人、常務理事1人および監事2人である。

オ 実施事業（規約で定めている事業）

- (ア) 高齢者福祉思想の普及
- (イ) 老人クラブ育成および指導
- (ウ) 老人クラブ相互、各種団体との連絡、調整
- (エ) 高齢者福祉その他必要事項に関する調査研究
- (オ) 高齢者の健康および福祉の増進に必要な事業
- (カ) その他本会の目的達成に必要な事業

カ 高松市との関係

高松市は、連合会の活動事業および運営事業に対する補助金を交付している。

- (ア) 高松市からの補助事業の名称および金額

(単位 円)

補助事業名	平成19年度	平成20年度
老人クラブ連合会活動事業	12,495,455	12,568,805
老人クラブ連合会運営事業	7,700,000	7,700,000

平成20年度については、補助金交付決定額を記載している。

キ 収支の状況等

平成19年度収支決算書

平成20年3月31日現在

収入の部

(単位 円)

科 目		予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A) - (B)
款	項			
1	会 費	3,956,000	3,914,725	△ 41,275
	1 会 費	3,956,000	3,914,725	△ 41,275
2	負担金	2,545,000	2,071,700	△ 473,300
	1 負 担 金	2,545,000	2,071,700	△ 473,300
3	補助金	21,335,000	21,275,455	△ 59,545
	1 市 補 助 金	20,255,000	20,195,455	△ 59,545
	2 県老連交付金	220,000	220,000	0
	3 共同募金配分	860,000	860,000	0
4	寄付金	90,000	80,000	△ 10,000
	1 寄 付 金	90,000	80,000	△ 10,000
5	繰越金	2,801,000	2,801,741	741
	1 繰 越 金	2,801,000	2,801,741	741
6	諸収入	201,000	208,567	7,567
	1 預 金 利 子	1,000	6,167	5,167
	2 雑 入	200,000	202,400	2,400
合 計		30,928,000	30,352,188	△ 575,812

支出の部

(単位 円)

科	目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A) - (B)
款	項			
1	会議費	894,000	659,000	235,000
	1 会議費	894,000	659,000	235,000
2	事務費	12,198,000	11,556,194	641,806
	1 人件費	10,443,000	10,166,159	276,841
	2 旅費	874,000	777,180	96,820
	3 使用料	315,000	302,484	12,516
	4 印刷費	104,000	19,950	84,050
	5 図書費	10,000	0	10,000
	6 役務費	132,000	100,944	31,056
	7 雑費	220,000	119,677	100,323
	8 備品購入費	100,000	69,800	30,200
3	研修費	4,025,000	3,551,695	473,305
	1 研修費	2,479,335	2,091,930	387,405
	2 大会参加助成費	409,665	409,665	0
	3 地区連合会活動補助金	1,136,000	1,050,100	85,900
4	事業費	10,024,000	9,132,799	891,201
	1 スポーツ大会費	439,000	411,263	27,737
	2 社会奉仕活動費	751,000	559,300	191,700
	3 活動促進費	173,000	163,993	9,007
	4 モデル事業費	146,000	75,000	71,000
	5 高松・岡山交流事業費	233,000	193,572	39,428
	6 老人大学費	2,693,272	2,693,272	0
	7 老人クラブ作品展	181,000	164,338	16,662
	8 囲碁・将棋大会費	207,590	207,590	0
	9 演芸大会費	369,000	348,513	20,487
	10 ゲートボール大会費	273,000	259,120	13,880
	11 金婚祝品贈呈事業費	3,043,336	2,857,192	186,144
	12 ミニミニ運動事業費	565,000	531,934	33,066
	13 ブロック活動費	469,000	374,000	95,000
	14 交通安全啓発事業費	78,000	12,500	65,500
	15 加入促進事業費	202,000	80,410	121,590
	16 大島青松園交流事業費	200,802	200,802	0
5	県老連負担金	2,183,000	2,168,500	14,500
	1 県老連負担金	2,183,000	2,168,500	14,500
6	慶弔費	150,000	110,000	40,000
	1 慶弔費	150,000	110,000	40,000
7	基金積立金	501,000	500,000	1,000
	1 積立金	501,000	500,000	1,000
8	予備費	953,000	0	953,000
	1 予備費	953,000	0	953,000
	合計	30,928,000	27,678,188	3,249,812

(4) 監査の結果

監査の結果、所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、所管部局および監査対象団体の事務に関して、監査委員の意見を付するものである。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 所管部局（健康福祉部長寿福祉課）に対するもの

補助金額の算定について

老人クラブ活動助成金については、単位老人クラブから連合会へ提出された同助成金交付申請書および委任状により、連合会へ一括交付しているが、その申請書には単位老人クラブの収支や事業内容が記載されているものの、収支予算書に複数年にわたる積立金が含まれて記載されているものや活動状況が不明瞭なものがあり、その記載内容だけでは、単位老人クラブの収支や事業の活動状況が把握できず、補助金交付の必要性を判断する資料として不十分なものが見受けられたので、補助金交付の透明性を確保するため、補助対象経費の明確化を図るとともに連合会を通じて単位老人クラブへの指導を行うなど、適正な補助金額の算定がなされるよう努められたい。

(2) 監査対象団体（高松市老人クラブ連合会）に対するもの

自主財源の確保について

近年の高齢社会に伴い、高齢者人口は増加しているものの、老人クラブの会員数の減少や高年齢化が進んでいることから、若年高齢者の加入による新規活動の開発を促し、老人クラブの活性化を図ることで会員数の増加に努め、クラブ会費収入を確保するほか、一部の老人クラブで成果を挙げている生産活動や事業を広報等により啓発することで、補助金に依存することのないよう、自主財源の確保にも努められたい。

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 所管部局に対するもの

(1) 業務委託料の歳出戻入に係る決裁行為を適正にすべきもの

ア 改善を要する事項

敬老会事業委託に係る歳出戻入の事務処理については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1備考第8項の規定に基づき、支出負担行為の決裁者である市長までの決裁を受けなければならないが、課長決裁により事務処理されているので、今後、同種の歳出戻入を決定しようとするときは、これらの規定に基づき、正当な決裁者までの決裁を受けられたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成20年3月18日）

平成19年度敬老会事業委託料の歳出戻入に係る決裁については、支出負担行為の決裁者である市長の決裁を受けるよう改めた。

所管部局（健康福祉部長寿福祉課）

2 監査対象団体に対するもの

(1) 起案に係る事務処理を適正にすべきもの

ア 改善を要する事項

事案の決定に係る起案用紙については、社団法人高松市シルバー人材センター事務規程第9条第2項の規定に基づく様式によらなければならないが、所定の様式とは異なるものを使用しているため、今後は、同規定を改正するなど、事務処理との整合性の確保を図られたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成20年3月18日）

事案の決定に係る起案用紙がセンター事務規程に基づく様式と異なっていたため、規程上の様式を現行の起案用紙に合うよう改めた。

監査対象団体（社団法人高松市シルバー人材センター）

(2) 公印の押印に係る事務処理を適正にすべきもの

ア 改善を要する事項

社団法人高松市シルバー人材センター事務規程第15条第2項の規定では、公印を押印したものは、起案文書の公印欄に押印しなければならないが、同センター運営補助金交付申請書および行政財産使用許可申請書には、いずれも理事長印を押印しているにもかかわらず、これら伺決裁の公印欄に

は、押印がないので、今後、公印を使用する場合には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

イ 措置された内容(措置通知日 平成20年3月18日)

一部の起案文書において、決裁後の公印使用につき、起案文書の公印欄に押印していなかったため、以後、公印使用の際は、必ず押印するよう周知徹底した。

監査対象団体(社団法人高松市シルバー人材センター)

(3) 公印の使用に係る印章使用簿の記入を適正にすべきもの

ア 改善を要する事項

社団法人高松市シルバー人材センター印章規程第8条第2項の規定では、公印を使用したときは、印章使用簿に必要な事項を記入しなければならないが、同センター運営補助金交付申請書および行政財産使用許可申請書には、いずれも理事長印を押印しているにもかかわらず、印章使用簿に必要な事項を記入していないので、今後、公印を使用する場合には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

また、印章使用簿には、使用した公印とは異なる公印の印章番号を記入しているものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。

イ 措置された内容(措置通知日 平成20年3月18日)

公印使用に係る印章使用簿への記入漏れおよび公印種別の誤記入があったため、以後、適正な事務処理について、周知徹底を図った。

監査対象団体(社団法人高松市シルバー人材センター)

(4) 立替払金請求に係る支出の事務処理を適正にすべきもの

ア 改善を要する事項

会員が業務に必要な材料を調達するため立替払いした金額については、領収書等を添付した立替払金請求書に基づき、会員に支払う事務処理を行っているが、その予算執行伺票および支出命令票の支出先は、会員ではなく、材料の購入先としているので、今後は、立替払いした会員を支出先とされたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成20年3月18日）

業務に必要な材料を会員が立替払いをした場合、本来、支出先を当該会員とすべきところ、誤って材料の購入先としていたため、以後の決裁から立替払いした会員を支出先とした事務処理に改めた。

監査対象団体（社団法人高松市シルバー人材センター）

第3 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 所管部局に対するもの

(1) 駐車場の利用促進について

ア 意見を付した事項

管理を委託している高松市立中央駐車場、美術館地下駐車場、市役所立体駐車場、瓦町駅地下駐車場、南部駐車場および杣場川駐車場についてはその利用率が年々低下していることを踏まえ、公共施設の有効利用の観点から、営業時間の見直しや長時間利用者の優遇措置を検討するなど利便性の向上を図り、利用率の改善に努められたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成20年6月3日）

駐車場の利用促進については、営業時間の延長や長時間駐車料金の割引など、より利用しやすい料金体系とする条例改正（平成18年8月1日施行）を行った。

所管部局（都市整備部まちなか再生課）